

平成19年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年3月28日 開会

平成19年3月28日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成 19 年第 1 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

3 月 2 8 日 (水曜日) 第 1 号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
説明のために出席した者の職氏名	6
職務のために出席した職員	6
広域連合長あいさつ	
広域連合長 細江茂光君	6
開会	7
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
新議長あいさつ	8
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙	9
新副議長あいさつ	9
議員議案第 1 号及び議員議案第 2 号の上程、採決	9
報第 1 号から議案第 7 号まで 3 4 件上程、採決	1 0
議案第 8 号上程、採決	1 4
議案第 9 号上程、採決	1 5
岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	1 6
閉会	1 7

## 議事日程

平成19年3月28日(水曜日)午後1時30分開議(第1号)

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

---

## 議事日程

平成19年3月28日(水曜日)(第2号)

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議員議案第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 第6 議員議案第2号 地方自治法第180条第1項の規定による広域連合長の専決処分事項の指定について
- 第7 報第1号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の制定について)
- 第8 報第2号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合公告式条例の制定について)
- 第9 報第3号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について)
- 第10 報第4号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の制定について)
- 第11 報第5号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について)
- 第12 報第6号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について)
- 第13 報第7号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について)
- 第14 報第8号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の制定について)
- 第15 報第9号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の制定について)
- 第16 報第10号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の制定について)
- 第17 報第11号 専決処分の報告について(岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について)

- 第 1 8 報第 1 2 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の制定について）
- 第 1 9 報第 1 3 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について）
- 第 2 0 報第 1 4 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について）
- 第 2 1 報第 1 5 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について）
- 第 2 2 報第 1 6 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について）
- 第 2 3 報第 1 7 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 第 2 4 報第 1 8 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 第 2 5 報第 1 9 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 第 2 6 報第 2 0 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の制定について）
- 第 2 7 報第 2 1 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定について）
- 第 2 8 報第 2 2 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について）
- 第 2 9 報第 2 3 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について）
- 第 3 0 報第 2 4 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について）
- 第 3 1 報第 2 5 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について）
- 第 3 2 報第 2 6 号 専決処分の報告について（平成 1 8 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
- 第 3 3 報第 2 7 号 専決処分の報告について（平成 1 8 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定補正予算（第 1 号））
- 第 3 4 議案第 1 号 平成 1 8 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 3 5 議案第 2 号 平成 1 9 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 3 6 議案第 3 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について
- 第 3 7 議案第 4 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 3 8 議案第 5 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 3 9 議案第 6 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 0 議案第 7 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 1 議案第 8 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第 4 2 議案第 9 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 第 4 3 岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙

- 
- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議員議案第 1 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 日程第 6 議員議案第 2 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による広域連合長の専決処分事項の指定について
- 日程第 7 報第 1 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例の制定について）
- 日程第 8 報第 2 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合公告式条例の制定について）
- 日程第 9 報第 3 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について）
- 日程第 1 0 報第 4 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の制定について）
- 日程第 1 1 報第 5 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について）
- 日程第 1 2 報第 6 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について）
- 日程第 1 3 報第 7 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について）
- 日程第 1 4 報第 8 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の制定について）
- 日程第 1 5 報第 9 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の制定について）
- 日程第 1 6 報第 1 0 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の制定について）

- 日程第 17 報第 11 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について）
- 日程第 18 報第 12 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の制定について）
- 日程第 19 報第 13 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について）
- 日程第 20 報第 14 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について）
- 日程第 21 報第 15 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について）
- 日程第 22 報第 16 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について）
- 日程第 23 報第 17 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 日程第 24 報第 18 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 日程第 25 報第 19 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 日程第 26 報第 20 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の制定について）
- 日程第 27 報第 21 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定について）
- 日程第 28 報第 22 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について）
- 日程第 29 報第 23 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について）
- 日程第 30 報第 24 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について）
- 日程第 31 報第 25 号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について）
- 日程第 32 報第 26 号 専決処分の報告について（平成 18 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
- 日程第 33 報第 27 号 専決処分の報告について（平成 18 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定補正予算（第 1 号））
- 日程第 34 議案第 1 号 平成 18 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 35 議案第 2 号 平成 19 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 36 議案第 3 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について

- 日程第 3 7 議案第 4 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に  
関する条例の制定について
- 日程第 3 8 議案第 5 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 6 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第 4 0 議案第 7 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 4 1 議案第 8 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 4 2 議案第 9 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 3 岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

出 席 議 員 ( 4 3 人 )

1 番	成 原 嘉 彦 君	2 8 番	広 江 正 明 君
2 番	藤 沢 昭 男 君	2 9 番	稲 葉 貞 二 君
3 番	大 前 恭 一 君	3 0 番	中 川 満 也 君
4 番	伊 藤 義 彦 君	3 1 番	淺 井 健 太 郎 君
6 番	土 野 守 君	3 2 番	吉 田 弘 義 君
7 番	江 口 賢 治 君	3 3 番	渡 辺 勉 君
8 番	水 野 由 之 君	3 4 番	内 藤 春 雄 君
9 番	後 藤 昭 夫 君	3 5 番	宗 宮 孝 生 君
1 0 番	大 山 耕 二 君	3 6 番	杉 山 茂 君
1 1 番	太 田 松 雄 君	3 7 番	岡 崎 和 夫 君
1 2 番	児 山 廣 茂 君	3 8 番	室 戸 英 夫 君
1 3 番	高 嶋 芳 男 君	3 9 番	梅 田 克 己 君
1 4 番	白 木 義 春 君	4 0 番	坂 井 弘 道 君
1 5 番	可 知 義 明 君	4 1 番	佐 藤 光 宏 君
1 6 番	渡 辺 直 由 君	4 2 番	井 戸 敬 二 君
1 9 番	山 田 豊 君	4 3 番	赤 塚 新 吾 君
2 0 番	平 野 元 君	4 4 番	安 江 和 行 君
2 1 番	松 野 幸 信 君	4 5 番	安 江 和 芳 君
2 3 番	内 藤 正 行 君	4 7 番	柳 川 喜 郎 君
2 4 番	碓 孝 司 君	4 8 番	森 勇 喜 雄 君
2 5 番	山 田 良 司 君	4 9 番	松 井 實 君
2 7 番	片 桐 博 彰 君		

欠 席 議 員 ( 6 人 )

5 番	林 新 太 郎 君	1 7 番	塚 本 保 夫 君
-----	-----------	-------	-----------

18番 森 真 君                      26番 松 永 清 彦 君  
22番 船 坂 勝 美 君                46番 安 江 眞 一 君

---

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 細 江 茂 光 君                      副広域連合長 谷 口 尚 君  
副広域連合長 西 寺 雅 也 君                      事務局長 堀 江 誠 君  
副広域連合長 今 井 良 博 君

---

職務のために出席した職員

書記長 川 部 昌 洋                      書記 水 野 美 弘

---

広域連合長あいさつ

事務局長（堀江 誠君） 大変お待たせいたしました。それでは、事務局から最初に申し上げます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合発足後の最初の議会でありますので、開会に先立ちまして、広域連合長からごあいさつをいただきます。連合長よろしく願いいたします。

〔広域連合長 細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） 本日は、平成19年の第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多用の中、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げたいと思います。

去る2月1日の岐阜県後期高齢者医療広域連合長選挙におきまして、県内市町村長の皆様方からご推挙によりまして、広域連合長の任に当たることとなりました岐阜市長の細江でございます。また、議員各位におかれましては、各市町村議会における広域連合議員の選挙におかれまして、ご当選され、本日ここに初議会を開催する運びとなりました。

どうか今後の広域連合行政の運営につきまして、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、急速な少子高齢化の進行と老人医療費を中心とした国民医療費の増加、或いは、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面するなか、予防を重視した医療費適正化対策、医療保険制度の再編統合等の医療制度改革を進めるため、平成18年6月21日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成20年4月から現行の「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正、施行されることとなり、新たに独立した「後期高齢者医療制度」が創設されることとなりました。

この制度は、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするとともに、現役世代と高齢者世代の負担ルールを明確にして、公平で分かりやすい制度とするために創設されるものであります。

さらに、その財政運営につきましては、より安定的な運営を行うために、都道府県の区域ごとと全市町村が加入する広域連合が行うこととされており、平成19年2月1日に岐阜県



後期高齢者医療広域連合を設立することができたところであります。

今後は、議員の皆様方をはじめ関係者の声を拝聴しながら、平成20年4月の後期高齢者医療制度の円滑な実施に向け、県内全市町村と連携して事務処理を行うための電算処理システムの構築、保険料率の決定、さらには、県内対象者約25万人に対する被保険者証の交付などの準備に全力を挙げて取り組んでいく所存でありますので、格別なるご指導とご支援をお願い申し上げます。

事務局長（堀江 誠君） ありがとうございます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合設立後最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、関市の後藤昭夫議員様が年長議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

後藤議員、議長席の方へご着席を願います。よろしく願いいたします。

〔臨時議長 後藤昭夫君議長席に着く。〕

臨時議長（後藤昭夫君） ただいま年長議員ということで大変名誉ある臨時の議長の指名を受けまして、大変光栄に存じております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 開会及び開議

午後1時42分開会

臨時議長（後藤昭夫君） それでは、定足数に達しておるということでございますので、平成19年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開催し、これにより本日の会議を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますとおりでございます。

### 第1 仮議席の指定

臨時議長（後藤昭夫君） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、ただ今ご着席の議席を指定をさせていただきます。

### 第2 議長の選挙

臨時議長（後藤昭夫君） 日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤昭夫君） ご異議なしと認めまして、よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

臨時議長（後藤昭夫君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤昭夫君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決

定をいたします。

それでは、指名いたします。議長には、岐阜市の藤沢昭男議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました藤沢議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤昭夫君） 異議なしと認めます。ただいま当選されました藤沢昭男議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

臨時議長（後藤昭夫君） ここで議長さんからごあいさつがあります。

〔藤沢昭男君登壇〕

議長（藤沢昭男君） ただいま広域連合議会議長にご推挙いただきました藤沢昭男でございます。

本広域連合は、設立後間もないため、様々な課題を抱えております。まずは、平成20年4月に後期高齢者医療制度が円滑に開始できるよう議長の職務に当たるとともに、公正なる議会運営に努める所存であります。

どうか皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして私のごあいさつといたします。どうもありがとうございます。

臨時議長（後藤昭夫君） これにて議長を交代いたしたいと思っております。ご協力ありがとうございました。藤沢議長さん、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長退席。議長着席〕

---

### 第1 議席の指定

議長（藤沢昭男君） 日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、議長において、仮議席の番号を議席番号に指定いたします。

---

### 第2 会議録署名議員の指名

議長（藤沢昭男君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、議長において、14番白木義春議員、28番広江正明議員を指名いたします。

---

### 第3 会期の決定

議長（藤沢昭男君） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

#### 第4 副議長の選挙

議長（藤沢昭男君） 日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

議長（藤沢昭男君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。それでは、指名いたします。副議長には、白川村の松井 實議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました松井議員を副議長に当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。

ただいま当選されました松井 實議員が議場におられますので、本席から当選を告知します。

議長（藤沢昭男君） ここで副議長からあいさつがあります。

〔松井實君登壇〕

副議長（松井 實君） ただいま副議長選挙におきまして、皆様のご支持を賜りました大野郡白川村の松井實と申します。

直面いたしております多くの課題に思いをよせますときに、その責務の重さを痛感いたしておるところでございます。円滑な議会運営のために、議長の補佐役といたしまして誠実に任務にあたらさせていただきますようお願いしております。

議員各位のご支援とご指導を心からお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 第5 議員議案第1号及び第6 議員議案第2号

議長（藤沢昭男君） 日程第5、議員議案第1号「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」及び日程第6、議員議案第2号「地方自治法第180条第1項の規定による広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。19番山田 豊議員。

〔山田 豊君登壇〕

19番（山田 豊君） 19番山田 豊。ただいま日程に上がりました議員議案第1号及び議員議案第2号の2議案について、一括して提案説明をさせていただきます。

議員議案第1号「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を発案する。平成19年3月28日提出。提出者、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員 山田 豊。賛成者、同じく可知義明、同じく岡崎和夫。

提案理由としましては、議会運営の適正を図るため、地方自治法第120条の規定に基づき、会議規則を定めるよう求めるものであります。

次に、議員議案第2号「地方自治法第180条第1項の規定により広域連合長の専決処分事項の指定について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定による広域連合長の専決処分事項の指定については、議会の議決を求める。平成19年3月28日提出。提出者及び賛成者は、議員議案第1号と同じであります。

提案理由としましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項のうち、軽易なものにつき、岐阜県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項として指定しようとするものであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（藤沢昭男君） 議員議案第1号及び議員議案第2号について一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。議員議案第1号及び議員議案第2号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 質疑はなしと認めます。質疑を終結します。議員議案第1号の討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論なしと認め、議員議案第1号の討論を終結し、採決に入ります。

議員議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。議員議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（藤沢昭男君） 次に議員議案第2号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論なしと認め、議員議案第2号の討論を終結し、採決に入ります。

議員議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。議員議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

第7 報第1号から第40 議案第7号まで

議長（藤沢昭男君） 次に日程第7、報第1号から日程第40、議案第7号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。広域連合長 細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） それでは、今回上程いたします議案につきまして、報第1号から議案第7号までを一括して説明いたします。

まず、報第1号から報第27号までは、専決処分を行いました事項について報告をし、承認を求めるものであります。

平成19年2月1日に岐阜県後期高齢者医療広域連合が発足いたしました。その日から業務の遂行に必要となる、「岐阜県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例」など、24本の条例のほか、「平成18年度一般会計暫定予算」などを、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長として専決処分を行ったものであります。

報第1号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例」を制定したもので、広域連合の休日を定めようとするものであります。

報第2号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公告式条例」を制定したもので、広域連合の条例等の公布について定めるものであります。

報第3号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例」を制定したもので、監査委員に関して必要な事項を定めるものであります。

報第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例」を制定したもので、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置することを定めるものであります。

報第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」を制定したもので、広域連合長等が行う処分、行政指導及び届出に関する手続について定めるものであります。

報第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」を制定したもので、広域連合の公文書の公開に関して定めるものであります。

報第7号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を制定したもので、広域連合の保有する住民の個人情報の取扱いについて定めるものであります。

報第8号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例」を制定したもので、広域連合に公平委員会を設置することを定めるものであります。

報第9号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」を制定したもので、広域連合の一般職の職員の定数を定めるものであります。

報第10号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例」を制定したもので、分限処分の手続及び効果等について定めるものであります。

報第11号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」を制定したもので、職員の懲戒の手続及び効果について定めるものであります。

報第12号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例」を制定したもので、職員の職務の宣誓について定めるものであります。

報第13号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」を制定したもので、職務に専念する義務を免除する取り扱いについて定めるものであります。

報第14号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を制定したもので、職員の勤務時間、休日及び休暇について定めるものであります。

報第15号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」を制定したもので、職員の育児休業等について定めるものであります。

報第16号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を制定したもので、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償について定めるものであります。

報第17号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例」を制定したもので、広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償について定めるものであります。

報第18号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」を制定したもので、議会の議長、副議長及び議員に対する報酬及び費用弁償について定めるものであります。

報第19号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を制定したもので、選挙管理委員会委員、監査委員などの非常勤特別職の職員に対する報酬及び費用弁償について定めるものであります。

報第20号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例」を制定したもので、派遣職員の手当の支給について定めるものであります。

報第21号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例」を制定したもので、職員等の旅費の基準を定めるものであります。

報第22号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例」を制定したもので、広域連合の財政状況の作成及び公表について定めるものであります。

報第23号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を制定したもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものであります。

報第24号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定したもので、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものであります。

以上が、平成19年2月1日に専決処分により制定した条例であります。

次に、報第25号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合指定金融機関」として、株式会社十六銀行を指定したものであります。

続きまして、報第26号、「平成18年度一般会計暫定予算」は、広域連合発足により必要となる所要の経費を定めたもので、さらに報第27号、「平成18年度一般会計暫定補正予算」は、平成20年4月の制度の円滑な開始に向け、必要な補正を行ったものであります。

続きまして、議案第1号は、別冊となりますが、「平成18年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。

歳入歳出の総額は、それぞれ3,865万7千円であります。暫定予算との増減はありません。

歳入の主なものは、市町村からの負担金であります。

歳出につきましては、主に派遣職員の人件費や市町村とのネットワーク構築費用など広域連合の運営にかかる経費を計上したものであります。

続きまして、議案第2号は、別冊の「平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてであります。

歳入歳出の総額は、それぞれ7億4,273万4千円であります。

歳入につきましては、主なものは市町村からの負担金6億2,278万9千円を見込み、その他国庫補助金などを計上しております。

次に、歳出につきましては、議会費は、広域連合議員の報酬など議会運営にかかる費用とし

て315万円を計上いたしました。総務費は、派遣職員の人件費、選挙管理委員会や監査委員など、広域連合の運営にかかる費用として2億6,101万1千円を計上いたしました。

民生費には、平成20年度の後期高齢者医療制度開始に向け必要となる電算処理システム構築や市町村のネットワーク工事などをはじめとした経費として、4億6,857万3千円を計上いたしました。

議案第3号から議案第7号までにつきましては、広域連合の運営に必要となる条例を新たに制定しようとするもの2本と、法律改正等に伴い、条例改正をしようとするもの3本であります。

それぞれ提案理由を付記させていただいておりますのでご参照ください。

以上、報第1号から議案第7号までについて、説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤沢昭男君） この際、しばらく休憩したいと思います。休憩時間は、およそ10分間とします。

午後2時5分休憩

---

午後2時15分再開

議長（藤沢昭男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ただいまから質疑を行います。

報第1号から議案第7号まで一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。

それでは、報第1号から議案第7号まで質疑を行います。なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示しください。質疑はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 質疑なしと認め、討論を行います。

報第1号から報第27号まで一括して討論を行いたいと思います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

報第1号から報第27号まで、いずれも承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。報第1号から第27号まで承認することに決しました。

議長（藤沢昭男君） 次に議案第1号「平成18年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論はなしと認め、これより採決を行います。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。議案第1号は原案どおり可決されました。

議長（藤沢昭男君） 次に議案第2号「平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。議案第2号は原案どおり可決されました。

議長（藤沢昭男君） 次に議案第3号から議案第7号までについて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論はなしと認め、これより採決を行います。

議案第3号から議案第7号までこれを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。議案第3号から議案第7号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

---

#### 第41 議案第8号

議長（藤沢昭男君） 次に日程第41、議案第8号「岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、稲葉貞二議員の退場を求めます。

〔稲葉貞二君退場〕

議長（藤沢昭男君） 提出者の説明を求めます。広域連合長 細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） 議案第8号についてご説明いたします。

識見を有する者のうちから選任する委員として後藤嘉明氏を、議員の中から選任される委員として稲葉貞二議員を選任したいと思います。

後藤嘉明氏は、岐阜市職員として水道部長や市民病院事務局長などを歴任され、豊富な行政経験を持っておられ、岐阜市役所を退職された後、現在、社会福祉法人参与として活躍されておられます。

また、稲葉貞二議員は、養老町長として、現在3期目を務められ、その経験、人柄など皆様よくご承知の方と存じます。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

議長（藤沢昭男君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 質疑なしと認め、次に議案第8号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕



議長（藤沢昭男君） 討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

まず、後藤嘉明君を監査委員に選任することについては、これに同意するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって後藤嘉明君を監査委員に選任することについては、同意することに決しました。

次に、稲葉貞二君を監査委員に選任することについて、これに同意するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。

よって稲葉貞二君を監査委員に選任することについて、同意することに決しました。

稲葉貞二君の入場を求めます。

〔稲葉貞二君入場〕

---

#### 第42 議案第9号

議長（藤沢昭男君） 次に日程第42、議案第9号「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。広域連合長 細江茂光君

〔細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） 議案第9号についてご説明いたします。

公平委員として、松井義孝氏、舟口憲雄氏、小坂善紀氏の3名の方を選任したいと思います。

3名の方は、それぞれ人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、現在関係地方公共団体において公平委員を務められ、地方行政に貢献しておられる方々であります。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

議長（藤沢昭男君） 次に議案第9号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 質疑はなしと認め、次に議案第9号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） 討論はなしと認めます。これより採決を行います。

まず、松井義孝君を公平委員会委員に選任することについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって松井義孝君を公平委員会委員に選任することについては、同意と決しました。

次に舟口憲雄君を公平委員会委員に選任することについて、これに同意するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって舟口憲雄君を公平委員会委員に選任することについては、同意することに決しました。

議長（藤沢昭男君） 次に小坂善紀君を公平委員会委員に選任することについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって小坂善紀君を公平委員会委員に選任することについては、同意することに決しました。

---

#### 日程第43 岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（藤沢昭男君） 次に日程第43、「岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。「岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。

これより選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、岐阜市金町5丁目27番地2 戸澤清行君、大垣市美和町1718番地 説田富美代君、多治見市池田町4丁目104番地 東裏勝彦君、美濃市片知1418番地後藤巖君。以上4人を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました戸澤清行君、説田富美代君、東裏勝彦君、後藤巖君が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員の補充員について指名いたします。

なお、補充員の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。

選挙管理委員の補充員については、岐阜市芥見2丁目2番地 渡邊東彦君、美濃市大矢田747番地1 上田武司君、加茂郡白川町坂ノ東6388番地1 松山敏郎君、大野郡白川村大字御母衣15番地 遠山典克君。以上4人を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員の補充員の当選人に定め、補充の順序は、指名の順序のとおりと定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤沢昭男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、渡邊東彦君、上田武司君、松山敏郎君、遠山典克君が選挙管理委員の補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりと決定されました。

---

閉議閉会

議長（藤沢昭男君） 以上を持って、今臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

本日の会議はこれで閉じ、平成19年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時29分閉会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

後藤 昭夫

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤沢 昭男

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

白木 義春

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

広江 正明